

会 議 録

会議録	平成２５年度 第９回 長洲町教育委員会会議		
招集年月日	平成２５年８月２６日（月）		
招集場所	長洲町役場第一委員会室		
出席者	大山委員長・木下委員・松岡委員・伊津野委員・松本教育長		
職務説明責任者	松本学校教育課長、山隈生涯学習課長、北野生涯学習課長補佐、荒木学校教育課長補佐		
会議録作成者	荒木学校教育課長補佐を指名		
会 議	日程番号	事件番号	事件内容
	第 １		議事日程について
	第 ２		会議録署名委員の指名について
	第 ３	議案第１６号	ながす未来館条例の一部改正について
	第 ４	議案第１７号	町議会提出予定議案「平成２５年度一般会計（教育関係）補正予算（案）」について
	第 ５	議案第１８号	長洲町教育委員会活動評価委員の委嘱について
	第 ６	報告第３０号	生徒指導について (非公開)
	第 ７	協議第 ９号	九州看護福祉大学と長洲町との放課後子ども教室連携について
	第 ８	協議第１０号	校区懇談会等について

会議録

委員長：本日は、出席委員が定数に達しておりますので、この会議は成立します。それでは、平成25年度第9回教育委員会会議を開会いたします。あらかじめお諮りします。会議の議題は事前に通知したとおりでよろしいか伺います。次に会議の順序を変更したいと思います。日程番号第6報告第30号は個人情報等に関する問題となるので非公開議案とし最後に審議したいと思いますよろしいですか。

各委員：はい。

委員長：それでは、日程番号第3議案第16号から日程番号第5議案第18号と日程番号第7協議第9号から日程番号第8協議第10号を順に行い最後に、日程番号第6報告第30号を非公開として順序を変更したいと思います。よろしいですか。

各委員：異議なし。

委員長：日程番号第1、議事日程について、本日1日間とします。よろしいですか。

各委員：はい。

委員長：日程番号第2、会議録署名委員の指名について、木下委員を指名します。

委員長：日程番号第3、議案第16号 ながす未来館条例の一部改正について、説明をお願いします。

山隈課長：議案第16号 ながす未来館条例の一部改正について、このことについて、別紙のとおり条例の一部改正をしたいので、教育委員会の承認を求める。平成25年8月26日提出長洲町教育長松本昇です。提案理由でございます。ながす未来館に指定管理者制度を導入するためには、この条例を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。次のページをお願いします。（以下 別紙にて説明）

委員長：今の件について、ご質問、ご意見ございませんか。

委員長：ご異議ございませんか。

各委員：異議なし。

委員長：異議なしと認めます。よって、日程番号第3、議案第16号 ながす未来館条例の一部改正について、この件は承認いたします。

委員長：それでは、この件はこれで終わります。

委員長：日程番号第4、議案第17号 町議会提出予定議案「平成25年度一般会計（教育関係）補正予算（案）」について、説明をお願いします。

松本課長：議案第17号 町議会提出予定議案「平成25年度一般会計（教育関係）補正予算（案）」について、平成25年8月26日提出、長洲町教育長松本昇です。提案理由でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会会議の承認を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。次のページをお願いします。（以下 別紙にて説明）

委員長：今の件について、ご質問、ご意見ございませんか。

委員長：児童生徒学習支援員の報酬を補正しているようですが。

松本課長：平成25年1月8日から引き続き本年度も緊急雇用にて雇用している児童生徒学習支援員についてですが、緊急雇用による雇用ということで1年間しか雇用できないことになっております。しかし、学校からは任用期間が終了した後も平成25年度末までいていただき

たいと要望をされておりますので、緊急雇用による雇用が終了した後も町単費での雇用を行うものです。

委員長：ほかにご質問はございませんか。

委員長：ご異議ございませんか。

各委員：異議なし。

委員長：異議なしと認めます。よって、日程番号第4、議案第17号 町議会提出予定議案「平成25年度一般会計（教育関係）補正予算（案）」について、この件は承認いたします。

委員長：それでは、この件はこれで終わります。

委員長：はい、それでは、日程番号第5、議案第18号 長洲町教育委員会活動評価委員の委嘱について、説明をお願いします。

松本課長：議案第18号 長洲町教育委員会活動評価委員の委嘱について、このことについて、別紙のとおり委嘱したいので、教育委員会の承認を求める。平成25年8月26日提出、長洲町教育長松本昇です。提案理由でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第2項により、その知見を活用するため、評価委員を選任する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。次のページをお願いします。（以下 別紙にて説明）

委員長：今の件について、ご質問、ご意見ございませんか。

委員長：ご異議ございませんか。

各委員：異議なし。

委員長：異議なしと認めます。よって、日程番号第5、議案第18号 長洲町教育委員会活動評価委員の委嘱について、この件は承認いたします。

委員長：それでは、この件はこれで終わります。

委員長：はい、それでは、日程番号第7、協議第9号 九州看護福祉大学と長洲町との放課後子ども教室連携について、説明をお願いします。

山隈課長：協議第9号 九州看護福祉大学と長洲町との放課後子ども教室連携について、別紙について、協議方をお願いします。平成25年8月26日、長洲町教育長松本昇です。次のページをお願いします。（以下 別紙にて説明）

委員長：今の件について、ご質問、ご意見ございませんか。

委員長：説明の中で、学生によっては、長洲駅から学校までの送迎が必要になる場合があるとのことでしたが、長洲駅までの電車賃はだれが負担するのですか。

山隈課長：学生本人の負担になると思います。今回学生にとっては演習のひとつになりますので、その件は合意のもとです。

木下委員：子どもたちの中には、非常に落ち着きがなく現状でも大変苦勞されているところがあると聞きましたので先生方にも入ってもらう方がいいと思いますが。

山隈課長：現在六栄小学校と長洲小学校では、学校の先生にも宿題などを見もらうために関わっていただいております。当初は学校の先生方の負担の軽減になればいいと考えておりましたが、委員ご指摘のとおり、今回の連携の期間だけ先生がいなくて、連携期間が終わったら、また、先生方に入っていただくのも心配がありますので、今後校長会等でも確認していきますが、従来通り先生方にも入って、見守っていただきたいと思います。また、当初はもう少し長期の連携を考えておりましたが、そうすると一般のボランティアの方の役割がな

くなってしまうことになりますので、今回は資料にあるとおり2か月間としました。

委員長：ほかにご質問はございませんか。

委員長：よろしいですか。

各委員：はい。

委員長：それでは、この件はこれで終わります。

委員長：はい、それでは、日程番号第8、協議第10号 校区懇談会等について、説明をお願いします。

松本課長：協議第10号 校区懇談会等について、別紙について、協議方お願いします。平成25年8月26日、長洲町教育長松本昇です。次のページをお願いします。（以下 別紙にて説明）

委員長：今の件について、ご質問、ご意見ございませんか。

委員長：校区懇談会については、質疑応答などほとんど意見も出ず、参加人数も少ないので次年度以降校区懇談会を存続していくのかどうか議論の必要があると思います。

委員長：教育関係者との意見交換会については、何かありますか。

松本課長：別紙にはありませんが、参加者の意見として「この会は、何の目的で開催されたのか」というお話がありました。次回開催する場合は、少し考える必要があると思います。今回会議の出席者の方々は他にもいろいろな会議等がたくさんある中で今後、このような会があればまた、会議に出る必要があるのでは負担になるとの声もありました。

委員長：今年初めてこのような試みをしましたが、今後の会議の在り方について何かご意見はありませんか。

木下委員：今後、コミュニティ・スクールなどを導入するに当たって、いい会議だったと思います。ただ、課題、議題等に関しては今後熟考の必要があると思います。

委員長：学校の先生方との懇談会について何かありますか。

委員長：予算についての話がいくつかありましたが、どうでしょうか。

松本課長：今回の懇談会で出たご意見は、予算要望の取りまとめ時期にお話が出ていれば対応できたものがほとんどだと思います。各学校には次年度予算編成について、事務研修会や校長会でも何度となくお伝えしておりますので、各学校において、再度確認をお願いしました。

委員長：研究授業が負担になっているので、町教育委員会の学校訪問は略案でとの意見については、どうですか。

各委員：以前は略案で行っていました。今後の内容は教育長にお任せします。

教育長：はい。

委員長：その他いろいろ記載されていますが、教育長の方から校長会等をとおして確認をして下さい。

委員長：ほかにご質問はございませんか。

委員長：よろしいですか。

各委員：はい。

委員長：それでは、この件はこれで終わります。

委員長：日程番号第6報告第30号は個人情報等になりますので、関係者以外の方は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項の規定及び先の決議により非公開としますの

で退席してください。
(非公開)

委員長：では、これで本日の全日程を終了します。